

市営住宅だより

平成30年春号(平成30年3月1日)

万代サービスセンター: 中央区万代4-1-8文光堂ビル2階
☎025-374-5410 (北区, 東区)

白山サービスセンター: 中央区白山浦1-614-5白山ビル1階
☎025-234-5252(中央区, 江南区, 秋葉区, 南区, 西区, 西蒲区)

営業時間 平日8:30~18:00 土曜日8:30~12:00 ※営業時間外はコールセンターにつながります。

★★減免申請の受付がはじまります★★

平成30年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請を **3月15日(木)** から受け付けます。

下記に該当する方で、平成30年度の減免を希望される方は、**年度ごとの申請が必要**です。

詳しくは担当の市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

〈家賃の減免を受けることができる世帯〉

- 世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯(障害年金など非課税分も含む)
- 長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- 天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害を受けた世帯

〈駐車場使用料が減免される方〉

- 自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- 駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方

減免は自動的に更新されません。毎年度、申請が必要です。

注) **4月分から減免を受けるためには、4月末日までに申請する必要があります。**

注) **5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分から減免となります。**

注) **減免を申請しても、不承認となる場合もあります。**

◆◆各種の届出・申請◆◆

届出・申請の手続きについては、各サービスセンターにご相談ください

- 世帯の構成が変わった
・出生, 死亡, 転入, 転出等
- 市営住宅を退去する予定がある
- 入居名義人が死亡した
- 駐車場の使用車両が変わった
- 連帯保証人を変更したい

…家賃が最高額になる場合も…

収入申告書(緑色の紙)を提出していない場合、**4月からの家賃が最高額**となります。早急に提出してください。



■□除草は協力して行いましょう□■

市営住宅敷地内の除草は、入居している皆さんが協力して行いましょう。

草を放置したままにすると、ゴミの不法投棄、害虫の発生の原因にもなります

のでこまめに実施しましょう。気持ちよく市営住宅で生活していただくために

も、入居者の皆さん一人ひとりの協力が必要です。



◆◆みなし寡婦(寡夫)控除を適用します◆◆

平成29年度家賃から次の①②③を全て満たす方について、**みなし寡婦(寡夫)**を適用します。該当すると思われる方は、担当の市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

- ①**婚姻暦がない(非婚)**
- ②**法律婚によらないで母(父)となった**
- ③**下記の寡婦(寡夫)控除における子の扶養及び所得額に係る要件を満たす**

控除名	控除対象者	控除額
寡婦控除(非婚の母)	夫と離婚・死別等した後婚姻をしていない人等で扶養親族又は、子(所得38万円以下)を有する人、または夫と死別等した後婚姻をしていない人等で合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除
寡夫控除(非婚の父)	妻と離婚・死別等した後婚姻をしていない人等で生計を一にする子(所得38万円以下)を扶養しており、かつ合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除

◆◆外壁改修・耐震化工事にご協力ください◆◆

外壁改修や耐震化工事を順次進めています。ご協力をお願いします。

- 工事開始前までに、ベランダの私物を片付けてください。
- BS・CSアンテナの移動は自己負担をお願いします。
- 網戸の取外し・移動をお願いします。

